

Title	大正前期における旧制高等学校入試：入学試験をめぐる議論と入試制度改革
Sub Title	The entrance examination of the higher schools in the former half of the Taisho era : the discussion on the entrance examination and the reformation of the screening system
Author	吉野, 剛弘(Yoshino, Takehiro)
Publisher	慶應義塾大学大学院社会学研究科
Publication year	2001
Jtitle	慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要：社会学心理学教育学 (Studies in sociology, psychology and education). No.53 (2001.), p.19- 31
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-00000053-0019

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

大正前期における旧制高等学校入試

—入学試験をめぐる議論と入試制度改革—

The Entrance Examination of the Higher Schools in the Former Half of the Taisho Era

—The Discussion on the Entrance Examination and
the Reformation of the Screening System—

吉野剛弘*

Takehiro Yoshino

In the former half of the Taisho era, despite the unchangingness of the number of the higher schools, applicants for higher schools increased. This article focuses on how the entrance examination became harsh by the increase of the examinees and how the government, especially Monbusho (Ministry of Education), and the higher schools coped with this situation.

In those days, 'Examination Hell' was deemed to be problematic to the people. A lot of discussions on the entrance examination as well as the higher schools themselves occurred and the actual reformation of both of them delayed. In those discussions the abolishment of the entrance examination was rarely asserted, on the contrary for the examinees to live in a higher society the necessity of the success of the entrance examination was sometimes emphasized.

At first, the common questions were used in the entrance examination of the higher schools and each school decided the successful applicants. This method had been adopted since 1909. In 1917, the screening method changed into the revived one that was adopted from 1902 and was abolished in 1908. Moreover, why this revival occurred was the same as the first adaptation in 1902. The gap of the passing score among higher schools became a serious problem.

はじめに

大正期において、旧制高等学校は1918（大正7）年12月の高等学校令改正後1919（大正8）年に4つの学校が増設されるまで、学校数は8校のままで、入学定員もほとんど増えることもなかった。しかしながら、入学志願者は増加の一途をたどり、入学試験は年々厳しくなっていた。その意味で大正前期は、わずかではあるが学校増設もみられた明治後期や高等教育機関の大拡張により年々学校数が増加していった大正後期とは異なった特徴を有しているといえよう。本論文は、1918（大正7）年の高等学校令改正までの大正前期について考察するものである。

大正前期の旧制高等学校入試は、1916（大正5）年までは共通試験制で行われていた¹。これは1909（明治42）年から採用されたものである。共通試験制は、1917（大正6）年に総合選抜制にとってかわられた。『明治以降教育制度発達史』には「競争の激甚なる學校と然らざるものと依て入學者成績の最下限に非常なる差異があり、かくては、本人能力の高下に依て廣く公平に入學者を選抜する精神に反する」²から導入されたという説明があるが、そもそもこの総合選抜制は、1902（明治35）年から1907（明治40）年まで採用されて失敗に終わったものである³。なぜこのようなかつて失敗に終わった方式を再び採用するにいたったのであろうか。しかもこの再び導入された総合選抜制は、1919（大正8）年には再び廃止されて共通試験制にかわっており、その後総合選抜制が採用されることは旧制高等学校入試史上なかつ

* 慶應義塾大学大学院社会学研究科教育学専攻博士課程
（日本教育史）

たのである。

さらに大正前期は激しい受験競争が社会問題化しはじめた時期でもあった。久米正雄「受験生の手記」⁴には一高の受験に二度失敗して、入水自殺した受験生が描かれている。その一方で明治末期から大正初期にかけてはいわゆる高等遊民問題も存在していた。そこでは就職難の問題のみならず進学熱を批判する論調もあった⁵。苛酷な受験地獄とそれに対する批判の両者が渦巻いていたこの時期の旧制高等学校入試をめぐる議論は考察に値するものといえよう。

大正前期の旧制高等学校入試を扱った先行研究としては決して数としては多くない。たしかに高等学校改革の議論は明治期に引き続き行われていたとはいえ、結局臨時教育会議以降まで改革は実現しなかったし、受験地獄といったところで大正後期に比べればやはりその度合いは低い。旧制高等学校入試の歴史の中で、大正前期は競争率のみがひたすら上昇しただけという時期として等閑視されるのは当然の結果ということもできる。しかし、前述の問題を考えたとき、あらためて当時の入学試験について整理をしておく必要があると考える。

旧制高等学校入試について詳細に扱っているものとしては、箕田知義『旧制高等学校教育の成立』（ミネルヴァ書房、1975）と佐々木享『わが国大学入学試験制度史の総合的調査研究』（昭和 62 年度科学研究費補助金（一般研究(B))研究成果報告書、1983）がある。箕田は 1894（明治 27）年の高等学校令から 1918（大正 7）年の高等学校令改正までの入試について論じてはいるが、大正前期については量的に非常に少ない。他の高等諸教育機関との比較も行われてはいるが、高等学校入試という意味では周辺のみが語られている観が否めない。佐々木は入試制度を単位に時代を区切って論じているが、志願状況と志望振り分けの議論が中心で入制度改革の議論への言及が少ない。竹内洋『学歴貴族の栄光と挫折』（中央公論新社、2000、日本の近代 12）では先述の久米正雄の小説は取り上げられているが、具体的な状況はほとんど論じられていない。本論文では、このような先行研究の状況をふまえて、入学試験をめぐる議論の経過を教育雑誌などの記述より明らかにし、さらには文部省から出版された『高等学校大学予科入学者選抜試験報告』⁶などの出版物や受験雑誌も視野に入れることで、受験競争が社会問題化しはじめた大正前期において旧制高等学校入試について何が問題とされ、何が議論されたのかを検討することにする。

1. 社会問題化する受験競争

(1) 高等学校改革の挫折と入学試験

1908（明治 41）年の八高の設立以後、高等学校は増設されなかった。しかしながら、高等学校増設の要求は常に存在しつづけていたが、基本的に文部省は財政難を理由に増設を拒んできた。

高等学校改革をめぐる議論は、高等学校が成立してから常に交わされつづけてきたといつてよい。大正前期における議論もその流れを踏襲しており、基本的には高等学校大学予科という初等-中等-高等という教育階梯からするときわめて中途半端な教育機関をどのようにするのかという議論であった。そのような中で小松原文相時代に高等中学校令が制定された。これによれば高等中学校は尋常中学校と同様に公立や私立によるものも認められることとなり、20校程度になることが見込まれていた。さらにいえばこの高等中学校令をめぐる議論では、中学校と高等学校の一貫教育という構想や中学校四年修了時の高等中学校への進学といったようなのちの改正高等学校令につながりうるような議論も多くみられた⁷。しかしながら、この高等中学校令も他の高等学校増設計画と同様に財政難を理由に無期延期が決定された。その後、1913（大正 2）年に設置された教育調査会でも高等学校改革についての議論が深められた⁸。この教育調査会では大学をめぐる議論の中で高等学校について議論された。ここでも改正高等学校令につながりうる萌芽的な議論がみられるが、具体的な施策が打ち出されることはなかった。

具体的に高等学校増設の計画が発表され、候補地があがってくるのは 1917（大正 6）年になってからのことであるが、これはこの年から開催された臨時教育会議で高等教育機関の増設が議論され、第一次世界大戦による好景気の影響で財政的な余裕が出てきたことによるものである。実際に高等学校が増設されるのは 1918（大正 7）年 12 月に出版された改正高等学校令以後なのであり、高等学校増設要求は大正前期においては実現をみず、入学試験は年々激化することとなった。

高等学校入試が厳しいということについてはすでに明治 30 年代から指摘されてはいた。明治の終わりから大正前期にかけての受験者数と合格者数は表 1 の通りである。1908（明治 41）年の八高の設立以降、学校数は 8 校のままであったし、募集定員も大きな変化はなかった。しかしながら、受験者数は増加の一途をたどっており、必然的に倍率も高くなっていった。学校別の志願者

数と合格者数は表2の通りである。これを見れば一高が最も厳しいことが分かるが、この体制は明治後期以来変わっていない。むしろここで指摘しておくべきことは、

一高以外の学校でも年々競争率が上がっているということである。それだけ受験競争が厳しくなっていたことが分かる。

(2) 入学試験をめぐる議論

高等学校入試についての議論は、1912(明治45/大正元)年に高まりを見せた。事の発端は、その年の5月に行われた中学校長会議で、菊池大麓が中学校における試験の廃止を提案したことである。これは中学校の学校内における試験の廃止を提案したものであり、それ自体は高等学校入試と直接言及したものではない⁹。しかしながら、この菊池の発言は中学校の試験のみならず高等学校入試についての世論をも喚起することになった¹⁰。『讀賣新聞』では試験に関する問題の根底として「高中(1913(大正2)年より施行が予定されていた高等中学

表1 入学志願者・入学者・競争率

	志願者	入学者	競争率
1911(明治44)	8,082	2,199	3.68
1912(明治45/大正元)	9,185	2,065	4.45
1913(大正2)	9,053	1,980	4.57
1914(大正3)	9,427	2,025	4.66
1915(大正4)	9,716	2,111	4.60
1916(大正5)	10,187	2,121	4.80
1917(大正6)	10,802	2,182	4.95
1918(大正7)	11,833	2,267	5.22

各年度の『文部省年報』より作成

表2 各学校別入学試験状況

		一高	二高	三高	四高	五高	六高	七高	八高
1911 (明治44)	志願者	2,116	1,055	1,188	848	752	668	684	771
	合格者	353	265	320	237	297	220	258	249
	競争率	5.99	3.98	3.71	3.58	2.53	3.04	2.65	3.10
1912 (明治45/ 大正元)	志願者	2,292	1,073	1,350	847	997	1,006	644	975
	合格者	341	236	306	254	314	202	202	210
	競争率	6.72	4.55	4.41	3.33	3.18	4.98	3.19	4.64
1913 (大正2)	志願者	2,129	1,034	1,366	1,074	1,071	739	710	930
	合格者	340	217	287	225	288	199	208	216
	競争率	6.26	4.76	4.76	4.77	3.72	3.71	3.41	4.31
1914 (大正3)	志願者	2,134	1,150	1,324	888	1,046	835	1,031	1,019
	合格者	348	229	291	239	284	213	209	212
	競争率	6.13	5.02	4.55	3.72	3.68	3.92	4.93	4.81
1915 (大正4)	志願者	2,293	977	1,375	1,078	1,049	913	968	1,063
	合格者	357	237	315	244	280	219	230	229
	競争率	6.42	4.12	4.37	4.42	3.75	4.17	4.21	4.64
1916 (大正5)	志願者	2,263	1,514	1,551	976	1,134	733	940	1,076
	合格者	367	274	291	244	282	213	222	228
	競争率	6.17	5.53	5.33	4.00	4.02	3.44	4.23	4.72
1917 (大正6)	志願者	4,432	1,073	1,906	628	909	574	432	848
	合格者	354	263	278	243	290	266	233	255
	競争率	12.52	4.08	6.86	2.58	3.13	2.16	1.85	3.33
1918 (大正7)	志願者	3,518	1,204	1,901	848	1,219	1,104	774	1,216
	合格者	351	270	286	260	292	275	234	265
	競争率	10.02	4.46	6.65	3.26	4.17	4.01	3.31	4.59

1917(大正6)年と1918(大正7)年の志願者は第1志望の数。

1917(大正6)年:『高等学校大学予科入学試験ニ関スル諸取調書』(1918), p. 27より

1918(大正7)年:『高等学校入学者選抜試験ニ関スル諸調査』(1919), p. 4, p. 10より

上記以外:『文部省年報』より

校令を受けたもの・引用者註) 其他の官立學校に於ける競争試験の弊害を如何に救済するか是れなり」¹¹と指摘し、年々激化する入試によって「中學校の教育は事實高中の豫備教育機關たる有様を呈するに至れり。現に府立中學校のうちにも競争試験の科目のみを重視し、特に之れが爲に名ある教師を聘し居るものあり」¹²と中學校教育における弊害をも指摘する。この論説では「學制問題は根本にして、試験問題は枝葉のみ」¹³といているが、学校増設をはじめとする制度改革が実現しなかった当時の実情を考えれば、実際には高等学校入試をめぐる問題の深刻さを指摘していることになる。もちろん入学試験の廃止などできるはずもなく、入学試験廃止の声に対し文部省は、「高等學校の選抜試験の如きハ、元來無試験を原則とせしもの、入學志願者数非常に増加し、其割合に學校の收容力増加せざるを以て、學校を増設せざる限り、到底選抜試験を廢止する能は」¹⁴ずということで、事実上何もできないことを明らかにしている。

教育雑誌上でも入学試験についての論考が見られた。『教育時論』では社説として、「高等學校を始め、其の他の官立學校入學試験は、如何にして之を廢することを得るか。現在に於いては、此等官立學校の數尚ほ不足なるを以て、入學試験によりて、淘汰すること止むを得ずといはんか、併し官立學校の數、如何にして増加せりとせんも、入學試験は、之を廢すること能はざらん。何となれば同じ高等學校にしても、甲校には入學志望者の數、入學定員に數倍し、乙校には之に充たざる場合あらん。斯かる場合に於いて、甲校は何を標準として、數倍の入學志望者中より、入學定員數の志望者を採擇すべきか。今日の如く學校の教育に於いて、試験に重きを置くの弊害たるは、凡そ教育者にして、之を認めざるものあらざるべし、然れども教育の現制度及び、社會の事情等が、綜合して以て此弊害を除去する能はざるものと認めざるを得ず。故に學校に於ける試験問題は、単に教育施政者、政治家、經濟家等の研究して解決すべき、社會問題といはざるべからず」¹⁵(傍点原文ママ)という論説が掲載された。ここに見られる主張も入学試験は問題ではあるが、廃止することはできないというものである。『教育時論』では次の号でも「官立學校入學試験(中學校の成績に重きを置く)」という社説を出し、中學校の成績を重視した形で入學者選抜を行うべきであるという主張をしているが、そこでも別に筆答による入学試験そのものの廃止は打ち出していない。

1914(大正3)年の『教育時論』に連載された「中等教育問題」では冒頭より試験について論じており、高等

學校入試の方法として中學校の成績をもとにした無試験入学や知事や校長の推薦を踏まえて入学試験を実施する方法など中學校の成績を重視した方法を指摘しつつ、いわゆる筆答による入学試験については以下のように論じている。

「之れは大分公平な仕方であるやうですが、其の試験の仕方によつては頗るおかしなものとなるのです、今日行はれてをる高等の學校の入學試験の仕方では、逆も國家が要求するやうなものをよりすぐることは出来まいと思ひます、五日や一週間位智力の試験だけしてそれで、國家所期の者が採れるとせば大きな勘違である、四問題や五問題出し、其等に答へしめて以てその學科の實力を知ることは逆も出来ぬ、そこで、各學校とも數年間陶冶した學校から、學業成績書其他必要と思ふ書類を貰ひ、之れを大なる参考とする積らしい、これは甚だ善い事でありませんが、今日多くの學校では此の成績書をば殆ど形式にし、愈々入學の許否を定めるときにはあまり参考にせぬ様子であります、之れは折角の寶を土中に埋めるも同様で至極遺憾ではありませんか、自分の考では教育の刷新せられた暁には此の成績點と入學試験點とを加へ二で割つたものを以て得點として入學の許否を定める有力なる資料にしたいと思ひます、斯く云ひますと随分反對を唱へる人もあるでせう、曰く「入學試験點も當にならぬが在學中の成績も當にならぬ、つまらぬ手数をかけるだけぢや」と「一応御尤であります併し入學試験の方を改正し且つ在學中の成績を今少し當になる様なものにしたらいではありませんか」と生は答へませうが、すると「それは結構ぢやが當になるものは得にくい」と云ふ人がありませうが、先づ餘程信じられたるものを得ることは、むづかしい事ではなからうかと思ひます」¹⁶

中學校の成績を重要視しようとしたこの論者さえ、仮定の話として出している改善案では、結果的に筆答試験の廃止を打ち出すことは不可能なのである。さらにはこの妥協的ともいえる案が難航することさえ予想しているのである。菊池に端を發した試験廃止の議論は、高等学校入試には通用しうるものではなかったのであった。

しかし、すべての議論が苦渋の選択として入学試験の維持を主張しているわけではない。『教育学術界』に掲載された「試験廃止の不可を論ず」という論説では、試験

一般を擁護する論陣を張り、最後に「十一、生存競争と試験」と題して以下のように論じている。

「生存競争の激甚なるに従うて奮闘的の身體精神を要するのは勿論である。奮闘とは他を排し困難を擠して自己が優勝の地を占めんとする努力である。試験は前に述べた如く一定量の智識獲得を強制すると同時にその理解力及び獲得の確不確の度を競争せしむるひとつの機会である。即ち試験は學校といふ一の社會に於ける生存競争である。然らば試験は入つては智識を確實にして教育上の効果を完成すると共に出でては實社會に立た時の生存競争の準備練習である。奮闘的生活を憧憬する廿世紀の青年は何故に試験といふ奮闘的努力を厭惡するのであらう。試験が生徒の身神に及ばず効果は困難を癩して之れに持克つ努力の鍛錬である。儕輩を擠して己れ先づ優勝者たらんとする奮闘の訓練である。無競争の状態に在つて常に國家社會は沈滞枯渇する如く學校教育も亦た停滞して些の活動力と生氣を有しないものになる。生存競争には弊害もあり苦痛もあるがそれでも文明は競争ある所に追隨し無競争の社會から遠ざかるのが普通である。學校教育の事豈之れと異ならんやである。識者意を三度び茲に致されんことを希望するのである。(以下略)」¹⁷ (傍点原文ママ)

これは典型的な社会ダーウィニズムである。しかし、こうなるとはや入学試験は必然以外の何者でもなくなってしまう。この議論が当時においてどれほどの支持を得たかは不明であるが、この社会ダーウィニズムの潮流は綿々と続いていた。1917(大正6)年に『教育時論』に掲載された湯本武比古の「試験論」では、「凡そ學校の試験といふ試験の中で全癩しても差支のないのは、高等女學校に於ける試験と小學校に於ける考査と位みなものと思はるゝ」¹⁸とし、中学校、高等学校、大学の入試や教員検定試験、医術開業試験などの国家試験の必要性を主張した上で、以下のように結論付けた。

「生存競争、優勝劣敗は、生物たる人類の免るべからざる天則である。試験に堪ふる丈の體力もなく、心力もなきものは、試験といふ人為的淘汰に於ける劣敗者であるは勿論、又これ自然淘汰の劣敗者である。試験を要せざる他の方面に向つて、活路を求めるがよいと思ふ。斯かる劣敗的資質者を標準として試験の全癩を唱ふるが如きは、貧民を標準として、

共産を唱ふると、好一對の愚論といはざるを得ぬと思ふが、非耶」¹⁹

2. 総合選抜制の再導入

(1) 総合選抜制再導入の経緯

大正前期の高等学校入試は、1916(大正5)年までは共通試験制で行われており、それに加えて一高と三高を除く各學校では無試験検定による入学方法が存在していた。この流れが変わるのは1916(大正5)年の終わりごろからである。

1916(大正5)年12月25日の『教育時論』の「時事」欄に「選抜試験法改正」、「優秀落第者救済」という記事が掲載された。それらによれば、「文部省にては明年四月の入學期より右試験法(従來の共通試験による學校別選抜という試験法・引用者註)を改正し、從來行われたる集合試験法に復舊する筈にて目下調査中なり」²⁰とある。文部省当局の説明では、「現行試験法は、各高等學校が各自及落第決定権を有する結果、一高入學試験合格者の最劣等者の成績が、或地方高等學校の最優等者の成績よりも高點なる場合少からず、従つて一高の不合格者には、他校の合格者よりも成績優秀なる者多數あるは看過すべからざる事實也。斯くして年々六百名内外の成績優良者が落第し、同數の成績不良者が却て合格するが如き不都合あり、而も集合試験法を採用せば學生の志望學校順に依り、成績順を以て全國各學校に學生を割當つるを以て、兎も角成績優良者は全部入學し得る筈なりといへり」²¹となっている。総合選抜の復活は一高と他の學校との格差が問題になっていることが分かる。

しかし、総合選抜制の復活は必ずしも歓迎されたわけではない。某教育調査員の談話として『教育時論』に掲載されているものとしては、「現に高等學校入學者は、志望者の一二割限度を收容し得るに過ぎず、若し集合制を執る時は、試験成績の採點を公平ならしむるには多少の効果あるべしと雖も、これを以て現代の如き收容力の程度を改善し得べくもあらず、寧ろ根本問題は、かゝる姑息なる改革よりも、一層學生の收容力を増加して、是等多數の志望者を救済する方法を講ずるにあり」²²として、選抜法の改正ではなく學校増設こそが入学試験難を解決する手段であると主張している。また、「各學校當事者は、今回の改正を以て何れも自己の權限を縮小せらるゝものと解し、甚だ喜ばざる色あり」²³といった記事や、文相より各學校へ選抜法改正の通牒があった後も「未だ各高校の意嚮一致せざる」²⁴といった記事が見られ

ることから、高等学校側にも歓迎されたとはいいがたい部分がある。

そのような中、岡田文相は総合選抜制とは別の提案をした。それは一高と三高の入試のみを先に実施し、その後他の学校の入試を行うというものである。『教育時論』に掲載された文相の談話ではその改正理由が以下のように述べられている。

「今迄は全国の八高等学校が同時に試験を施行して居た爲め、落第した者は是非共翌年の入學期迄待たねばならなかつた。所が落第する者は凡て劣等生かと云ふと決してさうではない、全国の秀才が多く集まる一高や三高の落第生の中には、他の地方の高等学校の入學者よりも成績の優秀な者が澤山居る、現に昨年の成績に依ると、一高及び三高の落第生中七百人文は他の高等学校の入學者のある者より上位の成績を得て居る。即ち地方の高等学校になら立派に入學し得る學力ある者が、一年間無爲に暮して居る。之は當人に気の毒なばかりでなく國家の損である。一體十年前迄は文部省で統一的に試験を行ひ、成績の佳い者から志望の高等学校へ入れたのであるが、夫では一高や三高ばかりに秀才が集まると云ふ地方の高等学校の抗議があつて、現在の制度になつたのであるが、現制度では、却つて前にも云つた通り七百餘の秀才が遊んで、夫よりも劣等な學生が地方の高等学校へ入學して居ると云ふ次第で、現制度はつまり失敗して居る譯である。然し之を十年前の中央試験制に復して文部省で一手に試験をする事は如何にも面倒で、實行不可能であるので、他の一策として一高と三高とで先づ試験を行ひ一週間位の間隔を置いて他の高等学校の試験をやると、一高三高で落伍する前記七百名有餘の俊才が、他の高等学校へ分配さるゝ譯になるのである。其上受験者は二回の機會がある譯であるから、運よりも實力に依る事になるだらうと思ふ。然しかうなると劣等生は愈入學が困難となるが、劣等生は縦令大學を出ても就職難を感ずるのだから他の専門學校へ轉じた方がよいだらうと思ふ。尚此の案は四月の中旬にある高等学校長會議に出した上、實行せらるゝが、只々入學試験期日を変更すればよいのだから、實行は頗る容易である」²⁵

この談話からは 1902 (明治 35) 年の総合選抜制の導入のとき以上に明確な形で導入の理由が明らかになっている。

比較的低い得点で地方の高等学校に入学した者たちよりも一高や三高に不合格となった優秀者を高等学校に入学させた方が国家のためになるといっているのである。さらには優秀でない者は「縦令大學を出ても就職難を感ずるのだから他の専門學校へ轉じた方がよい」というのである。ここに国家エリート吸収装置としての高等学校の姿を明確に見てとることが可能である。この際総合選抜制であるか否かは本質的な問題ではない。「高等学校大学予科—帝国大学」という路線にいかにか優秀な學生を受け入れていくかという観点のみが問題なのである。

しかし、一高と三高のみ先に入試を実施し、その後他の学校が入試を行うということは必然的に学校間格差を生み出すことになってしまう。この点に関する批判も存在した。ある貴族院議員の談話では、「若し岡田文相の意嚮の如く舊制を復活する時は、一時に多數の受験生に對し試験するは困難なるは勿論、其採点を公平ならしむるには、各答案を一科一人となさざる可らず。而も之を短時に審了せんとする時は、自然審査も粗漏となり、却つて危険なる結果を招致すべく、若し單に文部當局が各學校の試験成績に徴して、之に基き各學校に人員の配置をするものとせば、結局改正の趣旨立たず、且つ受験期を二期に分つ時は、第一及第三高校は優良なる學校の如き思惟せしめ、他の各高校は劣等生を收容するが如き觀念を抱かしむる懼れあり。現在と雖も各校に於ける採點の標準に基だしき相違なかる可きを以て、斯る改正は寧ろ改惡となること明瞭なり」²⁷として、岡田文相の新案のみならず総合選抜制の採用でもうまくいかない主張した。のちにこの一高と三高のみ先行実施するという方法は実施困難という結論が文部省より出されることになった²⁸。

総合選抜制を高等学校側は必ずしも歓迎していなかった面があったことは先述したが、1917 (大正 6) 年 3 月に行われた高等学校長會議では、総合選抜制実施の際の事務上の困難についての意見は出たものの、最終的に総合選抜制実施ということに決定した²⁹。

しかし、一方で総合選抜制を支持する声も高等学校内に存在した。小松五高教頭は以下のような談話を発表した。

「未だ其の方法等は明かに知られざるも、明治四十年まで行はれたる集合制度の當時に顧みて想察するに、從來の制度に在りては各地方毎に試験を行ふ爲め其の地方に於ける秀才を主として入學せしめたる

譯にて、之を全國に通じて見るに、所に依りて志願者数の多少を生じ、第一（東京）と第三（京都）の如き最も多数の志望者を出す所に在りては、其の不合格者となりたるものにして比較的秀才者あるを常とし、文部省の調査に依れば、それ等の不合格者中其の他の學校に於ける受験者の最高點に匹敵するものありて従つて其の方法の公平を欠、又國家教育全體より之を見るに比較的優秀の學生を教育せずして、劣等者の教育を施す事となるといふ如き弊を矯めんが爲めの趣旨なるが如し。即ち東京京都等は従前の制度とさしたる影響無かるべきも、其の他の高等學校に於ては從來に比し粒の揃へる比較的優秀の生徒を多く收容し得べき機會を與へらるゝ結果となる譯なり。従つて其の影響としてこれ迄地方別學校別に施行したる當時に入學し得たる學力の程度を以てしては入學し得られざる事となるべく、即ち全國同一に撰拔せらるゝが故に假令は或校にて中以下の成績を以て入學し得たる者は、其の多くは入學し得られざる事となるべく、畢竟入學々力程度の向上を來たす所以にして、理論上より言へば將來高等學校教育の成績が向上し來たらざる可らざる譯なり。普通教育ならばいざ知らず、高等學校としては爾あるべき事なるべし。要するに全國を通じての試験なれば、學力薄弱なるものは入學する機會を無くせる次第なり。』³⁰

このような考え方は必ずしも例外的なものではない。事実高等学校の教授たちは入学試験を必然的なものととらえ、できるだけ優秀な者のみを選抜したいという傾向をもっていたのである³¹。かくして1918（大正7）年4月の高等学校長会議でも以下のような決定がなされている。

▲入學試験集合制度成績報告及決定

- 一、實施以來僅に一箇年なるを以て成績不明なるも大體に於て素質の優良なる生徒を網羅したり
- 一、第一乃至第八の志望者中志望以外へ入學せしめられたる者の感情も案外悪しからず
- 一、生徒は東京及京都へ集中せらるゝ傾向あるを以て地方の學校は其土地よりの入學者減少せり
- 一、本年度も亦前年度と同様の集合制度を採る事に決定³²

(2) 総合選抜制の結果

総合選抜制を再び導入した結果、入学試験状況はどのように変化したのであろうか。先述の高等学校長会議での議論では、地方の學校で地元出身者の減少がみられたというが、それ以外の点ではどうであったのか。

1917（大正6）年の高等学校入試を総括する『中学世界』の増刊号で、文部省督学官の長屋順平は以下のように入学試験を総括した。

「さういふ弊害（一高で成績優秀ながら不合格になる受験生がいる一方で彼らよりも得点の低い受験生が地方の高等学校に入学してしまうこと・引用者註）のないやうにと云ふので今年から綜合制度によつたのであるが、其の結果は果して良好であつた。即ち昨年六百五十名に對して今年はさういふ者が僅に百五十名に過ぎなかつた。而も其の内、本人が頑として第二志望以下の學校或は類を書かない爲め、即ち救はんとして救ふ能はざる者が五十名ばかりあるので、本当に入れなかつた者は百名に過ぎない。新制度は九分まで成功したと云つても差支あるまいと思ふ。唯、遺憾なのは、今も云つたやうに、志望學校志望類を少ししか書かない者のあることである。こちらでいくら骨を折つて入れてやらうと思つても、本人が志望しないのだから仕方ない。

その外、是は極端な例であるが、第一志望を七高とし、第二志望を一高とした者がある。是などは頗る非常識な話して、是だけでも落第の價値は十分にある。第一志望で七高に入れない者が、第二志望で志望者の多い一高へ何うして入れる訳があらう」³³

長屋としては総合選抜制はおおむね成功という総括であるが、それ以上に興味深い指摘が見られる。それは志望學校や志望類の記入についてである。ここでは多くの學校と部類の記入が求められている。要はどこかしらに引かかる可能性のある者についてはとにかく入学してほしいということである。文部省側にとってはそのような受験生が不合格となるために得点の低い學生が1人でも入ることはあまり歓迎しないということなのであろう。総合選抜制の理念が極めて忠実に貫徹されているといえる。

さらに、ここでは七高を第1志望として一高を第2志望とした者が非常識なものとして批判されている。「是だけでも落第の價値は十分にある」とのことだが、もちろんこれは単なる受験生への注意では収まりきらない。

表 3 各学校別志願者の合格状況

1917 (大正 6) 年

	一 高	二 高	三 高	四 高	五 高	六 高	七 高	八 高
志願者	4,432	1,073	1,906	628	909	574	432	848
どれか 1 校に合格した者	1,297	143	394	67	111	74	44	102
競争率	3.42	7.50	4.84	9.37	8.19	7.76	9.82	8.31
入学者	354	263	278	243	290	266	233	255
競争率	12.52	4.08	6.86	2.58	3.13	2.16	1.85	3.33
第一志望による入学者	354	129	221	63	101	70	38	63
入学者に占める第一志望者	100.0	49.0	79.5	25.9	34.8	26.3	16.3	24.7

1918 (大正 7) 年

	一 高	二 高	三 高	四 高	五 高	六 高	七 高	八 高
志願者	3,518	1,204	1,901	848	1,219	1,104	774	1,216
どれか 1 校に合格した者	955	194	426	86	166	134	85	187
競争率	3.68	6.21	4.46	9.86	7.34	8.24	9.11	6.50
入学者	351	270	286	260	292	275	234	265
競争率	10.02	4.46	6.65	3.26	4.17	4.01	3.31	4.59
第一志望による入学者	351	176	257	85	159	127	85	166
入学者に占める第一志望者	100.0	65.2	89.9	32.7	54.5	46.2	36.3	62.6

1917 (大正 6) 年:『高等学校高等科入学試験ニ関スル諸取調書』(1918)より作成

1918 (大正 7) 年:『高等学校入学者選抜試験報告』(1919)より作成

1917 (大正 6) 年と 1918 (大正 7) 年の入学者に占める第一志望者は%表示。

1917 (大正 6) 年と 1918 (大正 7) 年の各項目とも一高・三高以外は無試験入学者を含む。

「第一志望で七高に入れぬ者が、第二志望で志望者の多い一高へ何うして入れる訳があらう」ということは、これは高等学校を管轄している文部省が学校間格差を認識し、それを当然のものとして行動するように求めていると解釈できるのである。

翌 1918 (大正 7) 年の入試については、文部省督学官の丸山環の談話として『中学世界』に以下のような総括が掲載された。ここでも前年と同様優秀な受験生は 1 人でももらすことなく集めたいという意向が示されている。

「元來現行の総合制度は秀才を洩らさないと云ふ趣意から出来た制度であるが、志望者の方で志望を悉く記入しない爲に折角のこの趣意が貫徹せられず、今年でもその爲に、即ち志望を全部記入して居なかつた爲に合格點に達して居ながら不合格になつたも

のが約二百名あつた。この二百名を補ふ爲には已むなくそれ以下の成績のものを以て補充せねばならぬといふ事になつた。當局者としては誠に遺憾な事である」³⁴

文部省側の解釈は今見た通りであるが、以下では入学試験関係の統計をもとに結果の分析をしていくことにする。前掲の表 2 を見ても分かるように、総合選抜制の導入とともに一高と三高を除き軒並み志願者を減らし、一高では前年比で 2 倍近い志願者を集めている。表 3 は各学校の志願者の合格状況である。先ず 1917 (大正 6) 年分からみていくが、志願者中どれか 1 校に合格した者の数を見ると、総合選抜制導入前に主張されていた通り一高や三高には優秀な受験生が集まっていたことが分かる。さらに実際の入学者より算出した競争率を見ると、一高や三高は他の学校よりも高い競争率である。入学者

表4 入学者の得点状況

(参考) 1915(大正4)・1916(大正5)年の三高のデータ

		第一部				第二部			第三部
		甲類	乙類	丙類	丁類	甲類	乙類	丙類	
1915 (大正4)	最高点	525	531	570	564	615	587	491	624
	最低点	462	416	417	418	492	475	470	497
1916 (大正5)	人員	39	37	38	30	64	12	13	38
	最高点	502	502	519	503	571	527	452	565
	最低点	411	370	382	372	440	424	419	424
	平均点	450	395	427	400	479	450	426	468

1917(大正6)年

		一高	二高	三高	四高	五高	六高	七高	八高
第 一 部	人員	77	29	38	22	68	36	37	64
	最高点	548	462	531	496	471	456	450	455
	最低点	451	374	404	364	362	364	364	363
	平均点	485	420	433	410	398	394	395	403
第 二 部	人員	36	9	35	33	30	35	31	8
	最高点	456	413	444	431	417	437	362	450
	最低点	365	364	363	356	356	355	355	378
	平均点	397	389	391	382	362	346	358	408
第 三 部	人員	38	35	36	32	37	36	38	37
	最高点	561	500	476	465	490	456	449	449
	最低点	449	365	377	363	364	363	363	362
	平均点	484	404	415	402	401	396	394	393
第 一 部	人員	39		32					
	最高点	505		403					
	最低点	400		363					
	平均点	434		379					
第 二 部	人員	64	37	64	76	69	74	37	65
	最高点	613	567	574	533	552	539	551	596
	最低点	536	446	481	436	435	436	436	436
	平均点	563	480	514	480	473	471	472	494
第 三 部	人員	10	36	19	16	19	18	19	14
	最高点	633	526	562	479	536	532	506	500
	最低点	517	437	435	441	437	435	435	453
	平均点	555	486	470	453	468	466	465	468
第 一 部	人員	15	37	13	17	17	17	19	16
	最高点	527	534	566	536	440	512	435	531
	最低点	457	436	436	428	428	428	428	436
	平均点	495	467	484	439	432	448	431	479
第 二 部	人員	37	74	41	42	34	39	40	37
	最高点	595	532	564	490	555	494	491	500
	最低点	492	411	448	415	413	411	410	411
	平均点	526	455	483	444	449	448	439	447

表 4 つづき

1918 (大正 7) 年

		一 高	二 高	三 高	四 高	五 高	六 高	七 高	八 高
第 一 部	人 員	78	30	38	35	71	35	37	65
	最高点	557	526	529	524	492	491	473	509
	最低点	481	429	436	428	422	429	428	429
	平均点	505	460	460	447	445	451	440	457
第 二 部	人 員	38	10	35	34	34	39	34	9
	最高点	531	506	491	428	426	443	423	423
	最低点	410	410	403	403	403	403	404	409
	平均点	450	425	431	410	411	414	410	416
第 三 部	人 員	36	39	39	35	334	39	38	32
	最高点	568	506	506	468	472	496	469	479
	最低点	476	436	436	405	410	409	409	410
	平均点	507	461	461	430	442	438	432	430
第 一 部	人 員	37		36					
	最高点	538		453					
	最低点	424		409					
	平均点	459		422					
第 二 部	人 員	63	38	72	74	68	72	34	71
	最高点	589	541	563	525	534	543	506	540
	最低点	502	447	465	422	421	422	423	425
	平均点	527	475	498	454	458	462	456	465
第 三 部	人 員	10	37	14	19	16	19	21	19
	最高点	542	503	546	542	481	451	474	506
	最低点	465	422	432	420	431	432	421	422
	平均点	486	451	461	457	454	443	435	481
第 三 部	人 員	15	38	16	19	19	19	20	20
	最高点	509	471	461	442	481	459	478	478
	最低点	437	408	410	410	410	421	428	411
	平均点	466	422	439	418	426	429	416	447
第 三 部	人 員	37	73	36	39	36	40	37	35
	最高点	595	575	582	472	536	507	487	525
	最低点	470	398	443	398	398	403	399	400
	平均点	503	445	471	434	443	437	426	448

一高にのみ設置の第三部独語受験は除外した。

表中の斜体太字のものは、合格最低点が最も高い学校(表中の場合すべて一高)より合格最高点の低い学校を示す。

1915 (大正 4) 年: 「9. 前年入学者試験ノ得点回報ノ件」『専門学務局往復』大正 5 年(京都大学総合人間学部図書館所蔵), 頁数なしより

1916 (大正 5) 年: 「38. 入学選抜試験ニ関スル取調ノ件」『入学一件』大正 5 年(京都大学総合人間学部図書館所蔵), 頁数なしより

1917 (大正 6) 年: 文部省専門学務局『高等学校入学試験ニ関スル諸取調書(別号)』, pp. 5-8 より

1918 (大正 7) 年: 文部省専門学務局『高等学校入学者選抜試験ニ関スル諸調査』, pp. 10-13 より

数は総合選抜制導入前とほとんど変わっていないことを考えれば、これまでは受験地も遠隔であった多くの地方の優秀な受験生や一高や三高を志望したこともいえる

し、あるいは僥倖心で志願した者も多かったと考えることもできる。入学者に占める第一志望者の割合はさらに顕著な傾向を示している。一高の 100% を筆頭に一番低

い七高はわずかに 16.3% である。これはかつて総合選抜制が行われていた 1907 (明治 40) 年のときよりも顕著な結果である。総合選抜制の実施により受験生の志望行動が一高主導となったことが分かる。しかし、1918 (大正 7) 年になると、この傾向は沈静化する。前年に比べて一高と三高を除く各学校が軒並み志願者数をのばし、第一志望者の割合も各学校が高まっている。しかし前節で検討したように、総合選抜制導入の趣旨が第一志望者の割合をどうするかということではなく、あくまで優秀な受験生を集めることであることを考えると、この受験生の志望行動の変化は一種の対抗手段ととらえることもできるだろう。

表 4 は総合選抜制実施期の各学校の合格者の最高点・最低点・平均点と参考として総合選抜制以前の三高のデータを示したものである。総合選抜制導入の趣旨を考えれば、なるべく得点の高い受験生のみで入学者を割り振り、学校間の得点の格差はなるべく小さくすることがのぞまれる。合格最低点と平均点について 1917 (大正 6) 年と 1918 (大正 7) 年を比較すると第一部は軒並み上昇しているが、第二部と第三部ではほぼすべての部類で低下している。三高に限って総合選抜制以前のものと比較すると全体的には合格基準が上昇傾向にあるといえることができる。問題の難易度との関係もあるし、三高以外の総合選抜制を前後した動向が判明しないので一概に断定することは不能であるが、優秀な受験生のみを合格させるという点では一定の成果を収めたといえることができ、その意味で 1918 (大正 7) 年の高等学校長会議の評価は正当性を持ちうる。しかし、学校間格差の縮小という点では必ずしもうまくはいっていない。1917 (大正 6) 年の場合、七高では第一部甲類と第二部甲類を除くすべての部類で合格最高点が合格最低点の最も高い一高のそれを下回っている。四高と八高でも複数の部類で合格最高点が一高の最低点を下回っている。受験生が志望を多く記入しないがためという部分もあるのだろうが、学校間格差という意味では 1918 (大正 7) 年の高等学校長会議での評価は必ずしも正当とはいえない。ただ、先述の文部省側の学校間格差の認識をふまえれば、優秀でありながら高等学校に入学できない受験生が減少すればよいという形で総合選抜制の評価を下したことによるものと思われる。しかし、この格差については 1918 (大正 7) 年には圧倒的に一高の合格最高点を下回る部類は減少している。学校間格差の縮小は、優秀な受験生が確実な合格を求めて志望順位等に工夫の上試験にのぞんだと推測できる。受験生にとっては生き残り戦略なのである

うが、それが結果的には政府の意向にそっているという意味では興味深い現象といえる。さらにこのような制度のもとでも地方の学校に入ることを拒否し、合格点に達していながら不合格となる受験生がいたという事実も注目に値する。

おわりに

高等学校改革が構想されつつも実行に移されることになかった大正前期において、入学試験は一種の必要悪として存在しつづけた。1912 (明治 45/大正元) 年に盛り上がりを見せた入学試験についての議論は、ちょうどその時期高等遊民問題の議論も盛り上がりを見せたのにもかかわらず、それとの直接的な関係は薄いものであった。ただ、高等遊民の輩出を抑えるべく定員を抑えて入学試験で絞り込むという意味で、結果的には高等遊民問題の解消のひとつの手段としての必要悪という解釈も可能である。あるいはたとえ高等遊民問題があったとしても、高等学校入試という分水嶺は存在しなければならぬと考えていたという解釈も可能である。

さらには、入学試験は積極的に受け入れるべき現実という論調まで登場してきたのであった。社会ダーウィニズムにもとづくこの論調の意義は大きい。入学試験の存在は高等遊民の輩出を抑えることにはなっても、それを積極的に容認すれば却って事態を悪化させることにもなるからである。生存競争の一貫としての入学試験という考え方は、受験競争を過熱させることはあっても沈静化させることはない。ことに国家エリートと一般国民の分水嶺としての機能をもつ高等学校入試についてこの考え方が適応されるとき、いかに過酷な競争であってもそれは正当化され、その勝者たる合格者は大いに称賛されるべき存在となるのである。

しかし、このような考え方は、この時期に急に出てきたものではない。1902 (明治 35) 年の総合選抜制の導入の際も本論文で検討した 1917 (大正 6) 年の総合選抜制の再導入の際も、問題となるのはいかに国家エリートとしてふさわしい優秀な人間を選抜するかという点なのである。その意味で社会ダーウィニズムにもとづく入学試験肯定論は、激化する受験競争の中で露呈してしまった「ホンネ」といえることができる。

1917 (大正 6) 年の総合選抜制の再導入は、その「ホンネ」の典型的な体现である。文相自らが国家エリートとしてより優秀な人間のみを選抜する必要性を語り、劣等生には高等学校教育を享受させる必要はないと明言するということは、1902 (明治 35) 年の導入の際にはない

ことであった。さらには一部の意見なのであろうが、総合選抜制で一度痛い目にあった地方の高等学校においてさえ導入に賛成の意向を示しているのである。岡田文相が明治後期の総合選抜制の廃止は地方の高等学校の抗議であると述べたことは本論中でも言及したが、明治後期の総合選抜制の廃止については、廃止の2年前の1906(明治39)年の高等学校長会議で総合選抜制廃止の建議が行われた上に、学校別選抜が決定される1908(明治41)年の高等学校長会議では「別けて仙臺の中川校長などが、躍起となつて獨立主義を主張した結果、遂に今回の改訂を見るに至つた」³⁵ということを考えれば、地方の学校関係者が総合選抜制に賛意を示すということ自体大きな変化である。今回の総合選抜制は高等学校増設による事務上の煩雑のためたった2年で取りやめとなるが、この体質が改正高等学校令後入学者総数が増えていく中でいかなる変化を見せることになるのだろうか。この点については今後の課題としたい。

試験に関する議論は、大正後期にも盛り上がりを見せる。大正後期における議論はもちろん大正前期のそれは位相を異にするものであり、メンタル・テストをはじめとするさまざまな選抜法の検討がその中心であった³⁶。よって入学試験と直線的に結びつく社会ダーウィニズムという大正前期の議論にみられるような関係は出てこないであろうが、高等学校入試は続けて行われているのであるから、そのような議論と高等学校入試との関係性の検討も必要となるであろう。そして、両者の距離を測ることで、「ホンネ」がいかに保持されたかあるいは変容を迫られたのか解明されることにもつながると考える。

激化する受験競争の中での受験生の志望行動も興味深い。総合選抜制期には何とかして高等学校入学を果たすために安全な方向へすすんだにもかかわらず、それが結果的に政府の思惑にそった形になっているからである。優秀な受験生がより確実に入学するために地方の学校を上位の志望にしたとすれば、それは明治後期の総合選抜制期には見られない行動である。明治後期においては、一高の志願者数はうなぎのぼりに増えつづけ、その反面不本意入学者が増えた地方の高等学校では校風の退廃が叫ばれ、校友会雑誌にまで入学試験をめぐる議論が展開されたこともあったのである³⁷。その意味でこのような志望行動は極めて戦略的な行動といえることができる。しかしながら、一高には圧倒的に多くの志願者数を誇っていることもまた事実であり、一方で戦略的ではなく一高を目指そうとする受験生が数多くいたことになる。いわ

ば受験生の二極化がみられるのである。この時期から受験雑誌も多くの種類が刊行されはじめる。これまで以上に多くの情報を得ることが可能になったときに、受験生はどのような行動に出るのであろうか。また、改正高等学校令後の高等学校増設でより多くの選択肢が提供されるようになったとき、どのような変化が見られるのであろうか。この点についても今後の課題としたい。

【註】

- ¹ 政府は旧制高等学校の個々の入試制度についてその正式名称を定めていない。1917(大正6)年と1918(大正7)年に実施された共通問題による試験の成績をもとに各学校への振り分けを行ういわゆる総合選抜を行っている場合に高等学校長会議で集合制度という言い方をしているが、同様の方法をとった明治期にこの名称は使われていないし、一般的には集合制、中央試験制、綜合制度というような表現も存在し、一定していない。本論文では他の時期との兼ね合いも考慮し、総合選抜を実施している場合を総合選抜制と呼び、単に共通問題による試験を行った時期は共通試験制と呼称することにする。また、入学試験による選抜のほかに1910(明治43)年より無試験検定制度も行われていた。この制度は一高と三高では1913(大正2)年に廃止となるが、その他の学校では1918(大正7)年まで続けられた。これにより高等学校に入学できたのは、統計が残っている1917(大正6)年で64名、1918(大正7)年で63名と対象者が限られること、そしてその帰結としてそれによって入学した学生は全体の割合としては少ないため本論文ではこれを除外し、機会を改めて論じることにしたい。
- ² 教育史研究会編纂『明治以降教育制度発達史』第5巻(龍吟社、1939)、p.547
- ³ 明治後期の旧制高等学校入試制度の変遷については、吉野剛弘「明治後期における旧制高等学校入試一文部省の入試政策と各学校への影響を中心に」(『慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要』第52号(2001)所収)を参照されたい。
- ⁴ 久米正雄『学生時代』(新潮社、1918)所収
- ⁵ 高等遊民問題については、伊藤彰浩「日露戦争後における教育過剰問題—「高等遊民」論を中心に—」(『名古屋大学教育学部紀要(教育学科)』第33巻、1986)を参照されたい。この問題については就職難問題、青年層の風紀思想問題、「進学熱」批判論の3点を軸に議論がなされたと分析している(pp.189-193)。
- ⁶ 大正前期に限っていうと、1914(大正3)年、1916(大正5)年度分は現在残っておらず、刊行されていない可能性もある。また、1917(大正6)年度入試からは『高等学校入学試験=関スル諸取調書』、1918(大正7)年度入試のものは『高等学校入学試験=関スル諸調査』、1919(大正8)年度入試からは『高等学校高等科入学者選抜試験=関スル諸調査』とその書名を変え、さらに1917(大正6)年度からは入学試験に関するさまざまな統計資料を掲載するようになった。
- ⁷ この高等中学校令に関する議論の詳細については、市川美佐子「小松原文相期における学制改革構想と高等中学校令」(『国立教育研究所紀要』第95集(1978)所収)、『明治以降教育制度発達史』第5巻、pp.1139-1182、国立教育研究所編『日本近代教育百年史』4(国立教育研究所、1974)、pp.1243-1248を参照されたい。
- ⁸ 教育調査会の詳細については、渡部宗助「教育調査会と高

- 等学校問題」(『国立教育研究所紀要』第95集(1978)所収)、『明治以降教育制度発達史』第5巻, pp. 1182-1192, 『日本近代教育百年史』4, pp. 1248-1250を参照されたい。
- 9 菊地自身のちに「試験廃すべし」(『中学世界』第16巻第4号(1913.3))で、選抜試験の廃止の困難さや試験に通りさえすればよいと考える学生の態度を批判しながらも、試験は一切廃止した方がよいという議論を展開していることからすれば、全く関係がないとはいえない。
- 10 本論で言及した新聞記事のほかにもこの問題について論じた新聞記事は多い。『教育時論』第983号(1912.8.5)では、「時文一束」欄でこの問題について論じた新聞記事を7つ紹介している。
- 11 「試験問題正面観」『讀賣新聞』第12644号(1912.7.19), p. 1
- 12 同上
- 13 同上
- 14 「試験制廃止程度」『萬朝報』第6821号(1912.7.17), p. 2
- 15 「試験問題に就いて」(社説)『教育時論』第994号(1912.11.25), p. 2
- 16 SM生「中等教育問題(一)((主として中学校に就て))」『教育時論』第1042号(1914.3.25), p. 16
- 17 中島健依「試験廃止の不可を論ず」『教育学術界』第25巻第6号(1912.9.10), pp. 101-102
- 18 「試験論」『教育時論』第1162号(1917.7.25), pp. 1-2
- 19 同前, p. 3
- 20 「選抜試験法改正」『教育時論』第1141号(1916.12.25), p. 17
- 21 「優秀落第者救済」『教育時論』第1141号(1916.12.25), pp. 17-18
- 22 「高校新制の批難」『教育時論』第1143号(1917.1.15), p. 21
- 23 「高校新制の実施」『教育時論』第1143号(1917.1.15), p. 21
- 24 「高校入学集合制難」『教育時論』第1148号(1917.3.5), p. 16
- 25 「文相高校制度談」『教育時論』第1146号(1917.2.15), p. 21
- 26 1902(明治35)年の総合選抜制の導入について第6回高等教育会議(1901.11.25-30)の諮問案では、「各高等學校大學豫科に學力優等の者を入學せしめんが爲め來學年より入學試験は問題を同一にし同一試験委員をして其答案を調査採點せしめんとす」(『東京日日新聞』第9044号(1901.11.26), p. 3。なお、この会議の議事録等は現在のところ発見されていない)とされていた。
- 27 「高校入学集合制難」『教育時論』第1148号(1917.3.5), p. 17
- 28 「全国高等学校長会」『教育時論』第1149号(1917.3.15), p. 16
- 29 「高校入学制度決定」『教育時論』第1149号(1917.3.15), pp. 16-17
- 30 「入試制度改正影響」『教育時論』第1151号(1917.4.5), pp. 12-13
- 31 この点については、吉野剛弘「改正高等学校令前の高等学校入試の講評にみる入学試験観と学校間格差」(『中等教育史研究』第10号(2002, 近刊)所収)を参照されたい。
- 32 「全国高等校長会議」『教育時論』第1190号(1918.5.5), p. 18。この年の高等学校長会議については、『大正七年四月 高等学校長会議決議録』(京都大学総合人間学部図書館所蔵)があるが、そこにはこの決定については掲載されていない。
- 33 長屋順平「成功せる高校試験新制度」『中学世界』第20巻第11号(1917.8.20), pp. 6-7
- 34 丸山環談「本年度高校試験結果に就て」『中学世界』第21巻第12号(1918.9.5), pp. 12-13
- 35 「改正後の志願者心得」(「高等学校」中)『中学世界』第11巻8号(1908.6), p. 51
- 36 中等学校に関する議論に限定されるが、大正後期の入学試験をめぐる議論については、天野正輝「1920年代における中等学校入試選抜法の改革」(『京都大学教育学部紀要』第41号(1995)所収)を参照されたい。
- 37 1902(明治35)年から1907(明治40)年の総合選抜制期における志願者数等のデータや校友会雑誌上での議論の経過については、註3の論文を参照されたい。

(付記) 本研究は、2001年度文部科学省科学研究費補助金による研究成果の一部である。